

**令和8年度
航空関連産業クラスター形成促進（プロモーション活動）業務委託
企画提案仕様書**

- ・当初予算の可決及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立及び交付決定の後に効力を生じる事業である。
- ・県議会において当初予算が否決又は変更があった場合、国交付金の交付決定がなされなかった、又は交付決定額に変更があった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合がある。
- ・本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。
- ・企画提案内容が委託者の求めるものに達するものがない場合は、入選者のない場合がある。

1 委託業務の名称

令和8年度 航空関連産業クラスター形成促進（プロモーション活動）業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

3 事業目的

那覇空港の航空機整備施設を起点とした航空関連産業クラスターを形成するため、航空機整備に関連する企業の誘致及び人材確保支援等に繋がるプロモーション活動等を行う。

4 事業概要

- (1) 航空関連産業クラスター形成に向けた企業やビジネス誘致活動、県の誘致活動に応じた企業への個別訪問、沖縄県の投資環境視察等の実施
- (2) 展示会出展、セミナー等によるプロモーション活動の実施
- (3) 航空関連産業クラスター形成推進会員企業等意見交換及び情報発信
- (4) 航空関連産業に係る人材確保に向けたイベントの開催、情報発信
- (5) その他（航空関連産業クラスター形成促進に効果的な取組）

5 委託内容

- (1) 航空関連産業クラスター形成に向けた企業やビジネス誘致活動、県の誘致活動に応じた企業への個別訪問、沖縄県の投資環境視察等の実施
 - ア 国内外における誘致可能性のある企業リストの作成
 - ・ 県保有企業リストの整理及び誘致可能性のある企業のリスト作成
 - ※企業概要、誘致可能性ランク付け、検索可能なデータ整理をすること
 - イ 県の誘致活動に応じた企業への個別訪問
 - ・ 展示会やセミナー等で接触した企業に対し、県の誘致活動の中で必要に応じて企業への個別訪問に同行し、ヒアリングした内容を整理・分析する
 - ウ 沖縄県の投資環境視察の実施
 - ・ 沖縄県に関心のある企業を対象とした投資環境視察、県内企業とのビジネスマッチングに向けた意見交換を1回以上実施すること

- (ア) 視察期間は1泊2日のプログラムとする。
- (イ) ターゲット企業は個別訪問した企業を中心に選定する。
- (ウ) 参加者数は合計で1社につき1名とし、5～10名程度とする。1社につき複数名来沖する場合は参加者の自己負担とする。
- (エ) 視察に向けての準備ならびに運営の役割については、下記のとおりとする。

担当	委託者	受託者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターゲット企業の選定 ・ 参加者人数の確定 ・ 視察先選定ならびに調整 ・ 当日の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空券、ホテルの手配 ・ 案内資料の作成（ロジ等） ・ 県内移動バスの手配 ・ 当日の運営補助 ・ 視察後のアンケート調査ならびに集計と分析

(※)参加者の旅行手配について

- ・ 往路、復路ともに日時変更可能な往復航空券を手配し、委託費から支出すること。
- ・ 便変更や手荷物追加に伴う費用、延泊に伴う費用は参加者の自己負担とする。
- ・ 宿泊先は県内ホテル1泊シングル(朝食付き 9,800円程度)とし、委託費から支出すること。
- ・ 懇親会も含めた食費等は参加者の自己負担とする。

エ その他必要な取組

(2) 展示会出展、セミナー等によるプロモーション活動の実施

展示会において沖縄県航空関連産業クラスターのブースを設置し、認知度向上、県内航空機整備事業者との面談機会の創出等により企業誘致につなげる。

ア 国内・海外展示会への出展

- ・ 国内のMROに関わる展示会に1回以上出展し、沖縄県の航空関連産業クラスターについて効果的なPRを行うこと。
- ・ 沖縄県の航空関連産業クラスターに関連する企業が参加する展示会を選定すること。
(候補：エンジンフォーラム神戸等)
- ・ 出展する展示会については最終的には県と協議の上確定すること。
- ・ 展示会出展時のブースの小間数及び装飾等には創意工夫を凝らすこと。
- ・ 「おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会」に登録した会員企業（正会員、準会員1、準会員2、オブザーバー）のうち、正会員企業に対し、展示会への参加を呼びかけること。
- ・ 海外のMROに関わる展示会に1回以上出展もしくは参加し、企業とのマッチング機会を創出すること。
- ・ 沖縄県の航空関連産業クラスターに関連する企業の交流が見込まれる展示会を選定すること。(候補：MRO Asia等)
- ・ 出展する展示会については最終的には県と協議の上確定すること。

イ ニーズ調査の実施

- ・ ニーズ調査をする際は目的に沿ったアンケートを策定・活用し、企業誘致にあたり求められているニーズをとりまとめること。

ウ プロモーション活動用の広告物の作成

- ・ 沖縄県航空関連産業クラスターPR用のスライド資料や映像媒体資料を効果的に活用し、必要により更新すること。

エ その他留意事項

- ・ 企業調査の実施にあたり、企業ヒアリングやプロモーション活動を実施する企業数は、累計で15社以上とする。

- ・ 出展する展示会の特色を踏まえた上で、「おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会」の正会員企業に呼びかけを行い、出展内容等に関する調整を行うこと。
- ・ 参加する正会員企業がある場合、渡航費等については当会員の負担とすること。
- ・ 各展示会終了後、ブース来場者速報データ（名刺をPDF化したもの等）、来場者リスト、簡易報告書（交渉記録簿・アンケート集計結果等）を概ね 10 日以内に県へ提出すること。
- ・ 対象経費は、小間料金、イス・机等ブース設置に要する経費や、展示会等で得た名刺の集計作業にかかる経費等も含む。
- ・ 実施にあたっては、沖縄県の東京、大阪事務所、名古屋情報センター等と連携すること。

オ セミナーによるプロモーション活動

本県の航空関連産業クラスターの取組等をダイレクトに発信することを目的としたセミナーを開催する。

(ア) セミナーの開催

- ・ 沖縄県の航空関連産業クラスターに関わるセミナーを会場・オンラインのハイブリッド形式で開催（1回以上）すること。
- ・ セミナーの登壇について、「おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会」の正会員企業等と調整すること。

(イ) その他留意事項

- ・ 参加を呼びかける「おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会」の正会員企業を県と共に選定し、開催内容等に関する調整を行うこと。
- ・ セミナーに登壇する正会員企業の渡航費が発生する場合は当会員の負担とすること。
- ・ 対象経費は、会場設営に要する経費や、セミナーで得た名刺の集計作業にかかる経費等も含む。
- ・ 実施にあたっては、沖縄県の東京、大阪事務所、名古屋情報センター等と連携すること。

(3) 航空関連産業クラスター形成推進会員企業等意見交換及び情報発信

おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会へ参画している企業及び上記(2)の業務（展示会、セミナー）等を通じて把握した企業等に対して、意見交換（2回以上）・情報発信等のフォローアップ活動を実施する。

ア イベントの開催

- ・ おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会の会員間で意見交換を行うイベントを開催（2回以上）すること。
- ・ イベントへの参加について、渡航費が発生する場合は当会員の負担とすること。
- ・ 意見交換のテーマや方法について、県と協議の上、受託者において整理・策定すること。
- ・ 意見交換会の実施については、「航空関連産業クラスター形成促進（アクションプラン取組推進）業務委託事業者」と連携すること。

イ 情報発信等のフォローアップ活動

- ・ ニュースレター等を用いて、県の活動内容等を計画的に発信すること。
- ・ 情報発信の主体は、原則、本県とするが、発信内容について、県と協議の上、受託者において整理・策定すること。

(4) 航空関連産業に係る人材確保に向けたイベントの開催、情報発信

ア 県内の児童・生徒等に対する航空関連産業の効果的な情報発信を行うこと。

※発信媒体についてはその効果も含めて検討すること。

イ 航空関連企業が求める人材確保やすそ野拡大に繋がるイベントを開催（1回以上）する

こと。

※イベント開催に当たっては、過去の取組にこだわらず、県内航空関連企業にヒアリングを行い、効果的な取組とすること。

ウ 県内の生徒等に向けた航空業界説明会等を開催（1回以上）すること。

※説明会開催に当たっては、県内外航空関連企業にヒアリングを行い、効果的な取組とすること。

※企業が各ブースを設けて説明できる説明会とすること。

エ その他必要な取組

(5) その他（航空関連産業クラスター形成促進に効果的な取組）

上記(1)～(4)の業務の他に、航空関連産業クラスター形成促進に効果的な取組について提案すること。国内外企業への対応等については、県の方針のもと、協議の上で必要なサポートを行うこと。（特に国外企業）

6 企画提案書の内容

- ・ 以下の(1)から(7)の流れで作成すること。
- ・ 選定委員会の委員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- ・ A4版横置き・横書きを基本とし、両面印刷、30頁以内で作成すること。
ただし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

(1) 業務実施方針

本業務を実施するに当たっての基本的な考え方を記載すること。

(2) 航空関連産業クラスター形成に向けた企業やビジネス誘致活動等

沖縄県が目指す航空関連産業クラスター形成促進に向けた企業やビジネス誘致活動等について、効果的な実施方法を提案すること。

(3) 展示会出展、セミナー等によるプロモーション活動の実施

ア 展示会出展

- ・ 取り巻く環境を踏まえ、効果的に沖縄県の航空関連産業クラスターについてPRできる展示会を選定し提案すること。
- ・ 本県ブースへの集客方法について、具体的に提案すること。
- ・ 展示会出展にあたっての運営、実施体制について提案すること。特に海外の展示会については言語のフォロー体制についても提案すること。
- ・ ニーズ調査について、効果的な実施体制、実施内容（アンケート項目等）を提案すること。

イ セミナーの開催

- ・ 本県の取り組み等を効果的にPRできる開催方法を選定し提案すること。
- ・ セミナーの集客方法について、具体的に提案すること。
- ・ セミナー開催にあたっての運営、実施体制について提案すること。
- ・ 参加企業間のマッチングについて、本県のクラスター形成促進に資する効果的な実施体制、実施内容（マッチング方法等）を提案すること。

(4) 航空関連産業クラスター形成推進会員企業等意見交換及び情報発信

- ・ イベントについて、会員間で効果的な意見交換ができるような実施方法を提案すること。
- ・ イベントに合わせて、クラスター会員のビジネスマッチング機会創出等も検討すること。
- ・ 情報発信について、効果的な媒体、内容を提案すること。

(5) 航空関連産業に係る人材確保に向けたイベントの開催、情報発信

航空関連企業が求める人材確保やすそ野拡大に繋がる情報発信やイベント、説明会等の開催について、効果的な媒体、実施体制、実施時期、実施内容（マッチング方法等）を提案すること。

(6) 活動目標、成果目標

事業の実施に当たって、下記の成果目標を達成するための活動目標を提案すること。

【令和8年度成果目標】おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会への新規加入企業
：2社以上

(7) 事業実施スケジュール表

業務開始から、成果報告までの一連のスケジュールを記載すること。

(業務開始を**令和8年5月20日**と仮定して作成すること。)

(8) その他

業務目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。

7 成果品

本委託事業の成果品として下記の報告書を提出すること。

(1) 委託業務報告書

ア 製本5部 (※表、グラフ、図、面談・交渉記録等を含めること。)

イ 報告書の電子ファイル 一式

※成果物については、次の事項に留意すること。

(ア) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、極力構造化することとし、Word、Excel、PowerPoint などの元ファイルも提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)

(イ) PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

(ウ) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

(2) 支出証拠書類 (2部)

ア 受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、人件費算出根拠資料及び出張伝票等の写しを提出すること。なお、電子帳簿保存法に基づく電子データによる帳票類については、写し(書面)もしくは電子データで提出できることとする。

イ 経費精算の総括表の作成に当たっては、契約締結時の見積書、経費の変更等の内容が分かるように作成するとともに、各費目の支出内訳一覧を作成すること。

8 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は **12,848千円(予定)** 以内(消費税込み)とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。また、消費税率については10%で計算すること。

9 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするとき(以下「再委託」)は、以下の業務については、県の事前承認を受けて再委託を行うことができる。

ア 展示会等における共通造作物、装飾等に関する再委託

イ その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められる物

(2) 一括再委託等の禁止

契約の主たる部分(委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務をいう。)に関する再委託は禁止する。

(3) 簡易な業務の内容

(1)再委託の範囲に記載があった事項に関わらず、以下の簡易な業務については事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 議事録作成、原稿・データの入力および集計

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団または暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

10 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定めるものとする。